

## 長岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年2月24日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

### 1 監査の対象

議会事務局	議会総務課
市民部	市民課（中央サービスセンターを含む。）
観光・交流部	観光企画課
教育委員会	
子ども未来部	保育課

### 2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

### 3 監査の期間

平成29年1月6日から1月24日まで

### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
議会総務課	適正に処理されてきました。
市民課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金出納簿の記載誤りについて</li> </ul> <p>各種証明手数料の現金出納簿において、収入金額・支払金額の漏れや記載金額の誤りがあるもの</p>
観光企画課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付決定書に押印する公印の使用誤りについて</li> </ul> <p>補助金交付決定書については、市長の公印を押印して通知すべきところ、実行委員会の会長印を押印しているもの</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金出納簿の記載誤り等について</li> </ul> <p>入館料の現金出納簿において、受領した現金の収入処理を行ったが、記載が漏れているもの、収入金額を誤って記載しているもの及び各月の月締め確認印の押印がされていないもの</p>
保育課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金出納簿の記載誤りについて</li> </ul> <p>現金出納簿において、記載されている月末の差引残高が収入金額と支払金額の差引額になっていないもの</p>